

自治体向けセミナー

市民後見人 育成事業への取組み

成年後見制度利用促進法が成立しました。利用促進法には自治体における市民後見人の育成と活用が明記されています。また、後見等の開始の市区町村長申立てが増加しています。成年後見人等の担い手となる市民後見人の育成事業について、その重要性がさらに高まっています。

平成29年

日時

11/24(金)

午後1時～午後5時15分(予定)

受付開始 午後0時30分より

参加費無料

定員

100名

※定員に達し次第
締め切らせていただきます。

参加対象者

自治体・社会福祉協議会等関係者、
地域包括支援センター、リーガルサポート会員

場所

福井商工会議所 B1F 国際ホール
福井県福井市西木田2-8-1



プログラム

開会挨拶 趣旨説明	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
基調講演	福井家庭裁判所における成年後見事件の状況 講演者：福井家庭裁判所
基調報告	法テラスを利用した法律相談 報告者：日本司法支援センター福井地方事務所（法テラス福井）
セミナー1	成年後見制度の利用促進と 市民後見人の育成について 説明者：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 市民後見人育成事業支援委員会
セミナー2	市民後見人育成事業の実施例報告 報告者① 成年後見サポートセンター「ささえ愛」の 活動について～市民で市民を支えるまちづくり～ 社会福祉法人勝山市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター「ささえ愛」 報告者② 旭川市と周辺地域における 市民後見人活動と専門職団体との連携 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センター 報告者③ 笠岡市における市民後見事業について ～広域で取り組む市民後見の実際～ 社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会 かさおか権利擁護センター

※当日スケジュールが変更となる可能性があります。ご了承ください。

お申込方法

① 郵便ハガキで

住所・氏名・電話番号・団体名(役職名)・質問事項を
記載し、右記の宛先にお送りください。

② FAXで

裏面の参加申込書に必要事項を記載の上、右記のFAX
番号へご送信ください。

郵送

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
「自治体向けセミナー申込」係

FAX

03-5363-5065

●お問い合わせ TEL.03-3359-0541 【受付時間】月～金 9:00～17:00

主催：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 協力：リーガルサポート福井県支部

後援：法務省 / 社会福祉法人全国社会福祉協議会 / 公益社団法人日本社会福祉士会 / 公益財団法人さわやか福祉財団 /
一般社団法人日本成年後見法学会 / 一般財団法人民事法務協会 /
日本司法支援センター（法テラス）福井地方事務所 / 日本司法書士会連合会